

# 大津市農業振興 ビジョンとは

## 1 ビジョン策定の経緯

農業はお米や野菜・果物などを市民のみなさんにお届けする重要な存在です。市内の農産物直売所や量販店には、大津市産の農産物もたくさんあります。私たちはそれらを買ってもらって、健康で豊かな食生活を送ることができています。

さらに、自然で営まれる農業は、同時に琵琶湖や比叡山・比良山系のほかにも、住宅街のまわりに広がる里山を美しくする上で、一役かっています。例えば、毎年春には田んぼにカエルや魚などのさまざまな生きものが集まります。各集落のお祭りや寺院の精進料理といった伝統文化も、農業と密接につながっています。

みなさんもお存じの通り、私たちの住む大津市にもたくさんの農家のみなさんが農業を営んでいます。しかし、農業を取り巻く環境は厳しく、地球温暖化といった自然環境の変化、農家のみなさんの高齢化や引退、それにとまなう耕作放棄地の拡大など枚挙にいとまがありません。

私たち大津のまちに元気な農業がこれからも営まれるためには、生産者はもちろんのこと、消費者である市民もいっしょに、この大津市の農業の将来図を共有することが必要です。この将来図である「大津市農業振興ビジョン」のもと、私たちは、大津市の農業のあり方や方向性を、農業に携わる方々だけでなく市民のみなさんと共有し、「地域みんなで支える農業」を実現することを目指しています。

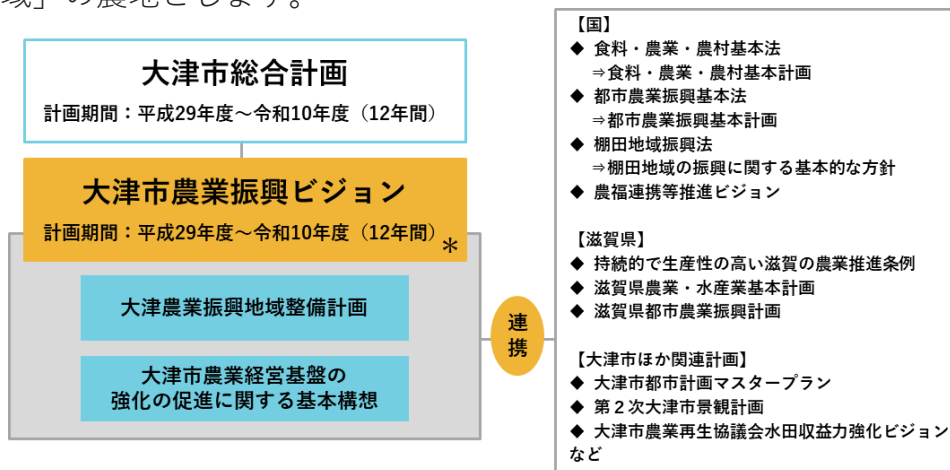
なお、**令和3年度のビジョンの第2期改訂後の社会情勢の変化や農業の担い手の減少に対応するため、「小規模農家への支援」や「後継者不足への対応」を中心に所要の見直しを行いました。**併せて、国による「みどりの食料システム戦略」や「食料・農業・農村基本法」の改正、進展する地球温暖化やスマート農業の普及・発展などを踏まえ、具体的な取り組みについても見直しを行い、「大津市農業振興ビジョン」を改訂しました。

## 2 ビジョンの位置づけ

「大津市農業振興ビジョン」は、大津市のまちづくりの全体計画である「大津市総合計画」に沿って定められる、今後の大津市の農業振興をまとめたものです。さらに、このビジョンは、過去これまでに大津市でまとめられた農業に関わる2つの計画の内容を踏まえたものとなっています。

また国では、平成27年(2015)に「都市農業振興基本法」が施行、平成28年(2016)に「都市農業振興基本計画」が策定され、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換されました。この法律は都市農業の安定的な継続を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的としています。

大津市においても、都市農業の振興を図っていくため、このビジョンを都市農業振興基本法第10条における本市の地方計画を兼ねるものとし、その対象地域を「市街化区域」の農地とします。



＊ 都市農業振興基本法第10条  
地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない。

## 3 ビジョンの計画期間

「大津市農業振興ビジョン」は、令和11年(2029)の大津市の農業の将来像をまとめたものであり、計画期間は、平成29年度(2017)～令和10年度(2028)までの12年間です。

本来、ビジョンは令和6年度中に第3期の改訂をする予定でしたが、令和7年4月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」の内容を踏まえるため、改訂時期を令和7年度に延期しました。

